

平成六年総理府令第二十五号

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則

特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第四条第二項及び第五項、第五條第九項、第九條第一項及び第三項、第十條第二項、第十一條第一項及び第二項、第十二條第一項及び第二項、第十三條第一項並びに第十五條第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

(用語)

第一条 この省令で使用する用語は、特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(以下「法」という。)で使用する用語の例による。

第二条 水道事業者の都道府県知事に対する要請(法第四條第二項の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した要請書を提出して行うものとする。

- 一 当該要請に係る水道原水の取水地点の位置
二 当該要請に係る取水地点における水道原水の水質に関する事項で次に掲げるもの
イ 特定項目に係る水道原水の汚染状態
ロ その他水道原水の水質について参考となるべき事項
三 当該要請に係る水道水の水質に関する事項で次に掲げるもの
イ 法第二條第一項の政令で定める物質に係る水道水の汚染状態
ロ その他水道水の水質について参考となるべき事項

- 四 当該要請に係る水道事業者が、当該要請に係る水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じ、及び講じようとする措置の内容
五 当該要請に係る水道事業者が前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由
六 当該要請に係る水道事業者が第四号の措置を講じた場合であっても、特定水道利水障害を防止することが困難であると認める理由(都道府県知事による水道事業者の意見の聴取)

第三条 法第四條第五項の規定による意見の聴取は、次に掲げる事項について行うものとする。
一 前条第二号から第四号までに掲げる事項

- 二 意見の聴取に係る水道事業者が水道水源水域の水質の汚濁の状況に応じた措置を講じた場合に、特定水道利水障害を防止することが困難であるかどうか。
三 前号の措置を講じた場合であっても特定水道利水障害を防止することが困難であると認める場合には、その理由及び前号の措置以外の措置を講ずることが困難である理由(普及啓発及び測定に関する報告)

第四条 法第五條第九項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。
一 指定地域において行われる普及啓発対策の概要
二 特定項目に係る水質の測定の時期及び地点
その他必要な事項
三 指定水域に係る水道水の法第二條第一項の政令で定める物質に係る水質の測定の時期その他必要な事項

第五条 法第九條第一項の特定排水基準は、環境大臣が定める業種その他の区分ごとに環境大臣が定める範囲内において、当該環境大臣が定める業種その他の区分(都道府県知事がこれを更に区分した場合にあつては、その区分)ごとに定めるものとする。
2 前項の特定排水基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
3 法第九條第三項の構造等基準は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
一 豚房、牛房及び馬房並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造に関する事項
二 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理に関する事項
三 指定水域の水質の保全に関し前二号と同等以上の効果を有する措置に関する事項(排出水の汚染状態の測定等)

第六条 法第十條第二項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところにより行うものとする。
一 排出水の汚染状態の測定は、特定項目ごとに前条第二項の環境大臣が定める方法により行うこと。
二 測定の結果は、様式第一による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

第七条 (届出書の提出部数)
法の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしななければならない。(特定施設等の設置の届出)
第八条 法第十一條第一項第八号の環境省令で定める事項は、排出水に係る用水及び排水の系統とする。
2 法第十一條第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしななければならない。
3 法第十一條第一項の規定による届出に係る前項の届出書の記載については、次の各号に定めるところにより行うものとする。
一 水道水源特定施設の種類については、名称を記載すること。
二 水道水源特定施設の構造については、次の事項を記載すること。
イ 水道水源特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該水道水源特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
ロ 水道水源特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに水道水源特定施設の使用開始の予定年月日
ハ その他水道水源特定施設の構造について参考となるべき事項
三 水道水源特定施設の使用の方法については、次の事項を記載すること。
イ 水道水源特定施設の設置場所
ロ 水道水源特定施設を含む操業の系統
ハ 水道水源特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
ニ 水道水源特定施設を含む作業工程において使用する原材料(消耗資材を含む)の種類、使用方法及び一日当たりの使用量
ホ 水道水源特定施設の使用時において、当該水道水源特定施設から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量
ヘ その他水道水源特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
四 汚水等の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日

ハ 汚水等の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水等の処理の方法
ニ 汚水等の処理の系統
ホ 汚水等の集水及び汚水等の処理施設までの導水の方法
ヘ 汚水等の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
ト 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
チ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量
リ 汚水等の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
又 排出水の排出の方法(排水口の位置及び数並びに排出先を含む)
ル その他汚水等の処理の方法について参考となるべき事項
五 排出水の特定項目に係る汚染状態及び量については、次の事項を記載すること。
イ 当該水道水源特定事業場の排水口における排出水の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排出水の通常の量及び最大の量
ロ その他排出水の特定項目に係る汚染状態及び量について参考となるべき事項
六 用水及び排水の系統については、当該水道水源特定事業場における汚水等の特定項目、用途別使用量を付記すること。
第九条 法第十一條第二項第二号の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一 特定施設等の使用時において、当該特定施設等から排出される汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値
二 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の特定項目に係る汚染状態の通常の値及び最大の値
2 法第十一條第二項の規定による届出は、様式第三による届出書によつてしななければならない。

3 前条第三項第五号の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
(経過措置に伴う届出)
第十条 法第十二条第一項の規定による届出は、様式第四による届出書によってしなければならない。

2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
3 法第十二条第二項の規定による届出は、様式第五による届出書によってしなければならない。

4 第八条第三項第五号の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
(特定施設等の構造の変更の届出)
第十一条 法第十三条第一項の規定による届出は、様式第六による届出書によってしなければならない。

2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載に準用する。
第十二条 削除
(氏名等の変更等の届出)
第十三条 法第十三条第二項の規定による届出は、法第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第八による届出書によって、水道水源特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては様式第九による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)
第十四条 法第十四条第二項の規定による届出は、様式第十による届出書によってしなければならない。
(光ディスクによる手続)
第十四条之二 第八条第二項、第九条第二項、第十條第一項及び第三項、第十一條第一項、第十三條並びに第十四條の規定による届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされる事項を記録した光ディスク及び様式第十の二の光ディスクを提出することによって行うことができる。

(光ディスクの構造)
第十四条之三 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。
一 日本産業規格××〇六〇六及び××六二八二又は××〇六〇六及び××六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
二 日本産業規格××〇六〇九又は××〇六一一及び××六二四八又は××六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(特定施設等に係る軽微な変更)
第十五条 法第十五条第五項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、第八条第三項第二号ハ、第三号ヘ、第四号ル及び第五号ロに掲げる事項又は水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号)様式第一の別紙一、別紙二及び別紙三のその他参考となるべき事項の変更とする。
(立入検査の身分証明書)
第十六条 法第十八条第三項において準用する水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十二條第四項の証明書の様式は、様式第十一のとおりとする。
(権限の委任)
第十七条 法第十八条第一項及び第二十二條第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所に委任する。ただし、法第十八条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。

附則 (平成七年六月一六日総理府令第三二二号)
この府令は、公布の日から施行する。
附則 (平成八年三月二九日総理府令第七号)
(施行期日)
1 この府令は、公布の日から施行する。
(様式に関する経過措置)
2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四並びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることのできる。

(罰則に関する経過措置)
3 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則 (平成二一年三月三二日総理府令第二六号)
1 この府令は、平成二一年十月一日から施行する。
2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附則 (平成二二年二月八日総理府令第七号) 抄
(施行期日)
第一条 この府令は、平成二二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目次措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三條及び第十一條の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八條及び第十五條の改正規定
公布の日
附則 (平成二二年八月一四日総理府令第九四号) 抄
1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成二一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成二七年九月二〇日環境省令第二〇号)
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二七年十月一日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)
第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしななければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしななければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)とみなす。
3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和三年三月二五日環境省令第三号)
(施行期日)
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二八日環境省令第三一〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (平成二四年三月二七日環境省令第三号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二四年六月一日から施行する。
附則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二八日環境省令第三一〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二八日環境省令第三一〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則 (令和二年三月三〇日環境省令第九号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
附則 (令和二年二月二八日環境省令第三一〇号)
(施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という)については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

う。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとし、みなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1(第6条関係)

様式第1(第6条関係)

水 道 水 質 測 定 記 録 簿		測定日の月日(西暦)		
測定時刻及び時刻	測定場所(河川、湖沼、池、井)	測定回数(1日あたり)	測定項目	備考

備考 測定の日時と分析の日時が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第2(第8条関係)

様式第2(第8条関係)

水道水質測定施設設置届出書 年 月 日

届出者(事業者) 氏名
 届出者 法人又は専業主業の名称
法人についてはその代表者の氏名

特定水質汚濁防止法の目的のための水道水質汚濁防止法の規定に關する特別措置法第11条第1項の規定による、水道水質測定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

設置又は事業の名称	
設置又は事業の所在地	
水道水質測定施設の種別	設置の目的。
水道水質測定施設の構造	設置の目的。
水道水質測定施設の設置の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の使用の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の維持管理の方法	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。

備考 1 上記の欄の記載については、簡便によることとし、かつ、できる限り、図説、表等を利用すること。
 2 欄の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び届出の履歴の大きさは、図説、表等を含むものを除き、日本縦書きA4とする。

様式第3(第9条関係)

様式第3(第9条関係)

特定施設等設置届出書 年 月 日

届出者(事業者) 氏名
 届出者 法人又は専業主業の名称
法人についてはその代表者の氏名

特定水質汚濁防止法の目的のための水道水質汚濁防止法の規定に關する特別措置法第11条第2項の規定による、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

設置又は事業の名称	
設置又は事業の所在地	
水道水質測定施設の種別	設置の目的。
水道水質測定施設の構造	設置の目的。
水道水質測定施設の設置の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の使用の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の維持管理の方法	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。

備考 1 上記の欄の記載については、簡便によることとし、かつ、できる限り、図説、表等を利用すること。
 2 欄の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び届出の履歴の大きさは、図説、表等を含むものを除き、日本縦書きA4とする。

様式第4(第10条関係)

様式第4(第10条関係)

水道水質測定施設使用届出書 年 月 日

届出者(事業者) 氏名
 届出者 法人又は専業主業の名称
法人についてはその代表者の氏名

特定水質汚濁防止法の目的のための水道水質汚濁防止法の規定に關する特別措置法第12条第1項の規定による、水道水質測定施設の使用について、次のとおり届け出ます。

設置又は事業の名称	
設置又は事業の所在地	
水道水質測定施設の種別	設置の目的。
水道水質測定施設の構造	設置の目的。
水道水質測定施設の設置の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の使用の方法	設置の目的。
水道水質測定施設の維持管理の方法	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。
水道水質測定施設に關する汚染防止等の取組	設置の目的。

備考 1 上記の欄の記載については、簡便によることとし、かつ、できる限り、図説、表等を利用すること。
 2 欄の欄には、記載しないこと。
 3 届出書及び届出の履歴の大きさは、図説、表等を含むものを除き、日本縦書きA4とする。

様式第5 (第10条関係)

様式第5 (第10条関係) 特定施設等利用届出書 年 月 日

届出者 氏名 所在地
 (代表) 届出者 所在地 所在地

特定施設等利用届出書の提出のための水産物販賣場の取組の内容及び関係する特別措置法第27条第1項の規定により、特定施設等に関する事項について、次のとおり届出ます。

上場又は事業場の名称	
上場又は事業場の所在地	
特定施設等の種類	
当該施設等の特定項目に係る汚染物質及び汚染物質の濃度	別紙のとおり。
当該施設等の特定項目に係る汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
当該施設等の特定項目に係る汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
備考 1	△汚染物質の濃度については、別紙によることとし、かつ、できる限り、測定、改善を併行すること。
備考 2	●汚染物質は、記載しないこと。
備考 3	届出書及び別紙の記載の大きさは、縦横、表等やむを得ないものを除き、日本標準規格A4とする。

様式第6 (第11条関係)

様式第6 (第11条関係) 特定施設等の構造等変更届出書 年 月 日

届出者 氏名 所在地
 (代表) 届出者 所在地 所在地

特定施設等利用届出書の提出のための水産物販賣場の取組の内容及び関係する特別措置法第27条第1項の規定により、特定施設等の構造等の変更について、次のとおり届出ます。

上場又は事業場の名称	
上場又は事業場の所在地	
特定施設等の種類	
当該施設等の特定項目に係る汚染物質及び汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
当該施設等の特定項目に係る汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
備考 1	△汚染物質の濃度については、別紙によることとし、かつ、できる限り、測定、改善を併行すること。
備考 2	●汚染物質は、記載しないこと。
備考 3	変更のある部分については、変更前後の変更後の内容を併記するものとする。
備考 4	届出書及び別紙の記載の大きさは、縦横、表等やむを得ないものを除き、日本標準規格A4とする。

様式第7 (第13条関係) 削除

様式第7 (第13条関係) 氏名等変更届出書 年 月 日

届出者 氏名 所在地
 (代表) 届出者 所在地 所在地

氏名(姓、名、苗字、名称)に変更があったので、特定施設等利用届出書の提出のための水産物販賣場の取組の内容及び関係する特別措置法第27条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

変更の内訳	変更前	変更後	備考
変更の内訳	変更前	変更後	備考
変更の内訳	変更前	変更後	備考
備考 1	●汚染物質は、記載しないこと。		
備考 2	届出書の大きさは、日本標準規格A4とする。		

様式第9 (第13条関係)

様式第9 (第13条関係) 水産物特定施設取組届出書 年 月 日

届出者 氏名 所在地
 (代表) 届出者 所在地 所在地

水産物特定施設取組の取組を促したため、特定施設等利用届出書の提出のための水産物販賣場の取組の内容及び関係する特別措置法第27条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

上場又は事業場の名称	
上場又は事業場の所在地	
水産物特定施設取組の種類	
当該施設等の特定項目に係る汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
当該施設等の特定項目に係る汚染物質の濃度の測定方法及び測定回数	別紙のとおり。
備考 1	●汚染物質は、記載しないこと。
備考 2	届出書の大きさは、日本標準規格A4とする。

様式第10 (第14条関係)

光ディスク提出書

提出者 株式会社東京証券取引所
 提出先 株式会社東京証券取引所
 提出先 住所 東京都千代田区千代田1-1-1

特記事項 特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。

提出先住所	提出先住所	提出先住所	提出先住所
〒100-0001	〒100-0001	〒100-0001	〒100-0001
東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田
1-1-1	1-1-1	1-1-1	1-1-1

備考 1 ●印の欄には、記載しないこと。
 2 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。

様式第10の2 (第14条の2関係)

光ディスク提出書

提出者 株式会社東京証券取引所
 提出先 株式会社東京証券取引所
 提出先 住所 東京都千代田区千代田1-1-1

特記事項 特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。

- 光ディスクに記載された事項
- 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 2 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 3 「光ディスクに記載された事項」の欄には、光ディスクに記載されている事項を記載する。光ディスクに記載されている事項を記載する。光ディスクに記載されている事項を記載する。
 4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、特記事項欄に記載の書類を記載する。特記事項欄に記載の書類を記載する。特記事項欄に記載の書類を記載する。

様式第11 (第16条関係)

光ディスク提出書

提出者 株式会社東京証券取引所
 提出先 株式会社東京証券取引所
 提出先 住所 東京都千代田区千代田1-1-1

特記事項 特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。特記事項欄に記載の事項は、特記事項欄に記載の事項を記載する。

提出先住所	提出先住所	提出先住所	提出先住所
〒100-0001	〒100-0001	〒100-0001	〒100-0001
東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田	東京都千代田区千代田
1-1-1	1-1-1	1-1-1	1-1-1

備考 1 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 2 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 3 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 4 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。
 5 提出先住所は、日本国郵便番号4桁とする。